

わかやま交通事業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、地域公共交通の維持確保を図るため、予算の範囲内でわかやま交通事業者支援事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2 この補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者

(2) 県内に本社又は営業所を有する事業者

(3) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者

イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を経営する者（「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第169号国土交通省自動車交通局長通達）」に基づき福祉限定許可（同通達により、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般旅客自動車運送事業の許可をいう。）を受けて当該福祉限定許可に係る一般乗用旅客自動車運送事業のみを経営する者を除く。）

(不交付要件)

第3 第2の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 営業に関して必要な許認可を取得していない者

(2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

(補助対象事業及び助対象経費等)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の上限額（以下「補助上限額」）等は別表1のとおりとする。

(交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、別表2に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更（知事が軽微な変更と認める変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分変更（各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(4) 補助事業により、取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならないこと。

(5) 補助事業により、取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号。以下「国交省告示」という。）に定

められている期間（国交省告示に定めのない財産については、これに準ずると認められる期間）を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(事業の変更等)

第7 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、別記第6号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第8の規定により補助金の変更申請を行う場合は、これを省略することができる。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第7号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8 この補助金の交付決定後の事情により変更交付申請を行う場合には、別記第8号様式による変更交付申請書に変更後の第5第1項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して10日を経過した日又は補助事業年度の3月15日のいずれか早い日までに規則第13条に規定する実績報告書に別表3に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第10 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数の期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

(収益納付)

第12 知事は、補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により補助事業者に収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4関係）

補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助事業者	補助事業	補助対象経費	補助率 (補助上 限額)
乗合バス事業 を経営する者	(1) バス停環境 整備事業	補助事業者が実施するバス停のデ ジタル化等に要する経費(スマー トバス停、デジタル時刻表の設 置、その他付帯する設備等)	1/2 (上限500 万円/者) ※1,2
タクシー事業 を経営する者	(2) タクシー運 転手確保対策事 業	① 補助事業者が負担した従業員 (ただし補助を申請する年度の4 月1日以降に雇用した者に限 る。)の普通二種免許取得に要す る経費(入学金、適性検査料、学 科教習料、技能教習料、効果測定 料、教材費、写真代、検定料 等)。ただし、免許取得後、県内 の営業所等において継続して3か 月以上の間、専ら一般乗用旅客自 動車運送事業の運転手として雇用 する人材に係る経費に限る。	1/2又は 1/3 (上限10 万円/人) ※1,2,3
		② 補助事業者が運転手確保のため に実施した広報活動に要する経費 ア 就職説明会、運転体験会等の 自動車運転手採用イベントの開 催経費 イ 他団体等が主催する就職イベ ントへの参加費等 ウ 広報資料作成費、各種メデ ィアを活用した求人広告費用等 エ 運転者職場環境良好度認証制 度による認証を受けるのに要す る費用	1/2又は 1/3 (上限10 万円/者) ※1,2,3
	(3) 労働環境整 備事業	補助事業者が実施する運転手の労 働環境整備に要する経費(更衣 室、休憩室、トイレ等の整備改修 等)	1/2 (上限50 万円/者) ※1,2
	(4) ユニバーサ	補助事業者が実施するユニバーサ	定額

	ルデザインタクシー導入支援事業	ルデザインタクシーの導入に要する経費（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001738041.pdf))に基づき国土交通大臣が認定したタクシーのうち、同要領に規定する認定レベル1及びレベル準1の仕様を満たすもの)	上限 (レベル1 : 60万円/両) (レベル準1 : 40万円/両) ※1, 2, 4
	(5)生産性向上支援事業	補助事業者が行うデジタル化に資する取組に要する経費（運行管理支援システム、勤怠管理システム、配車アプリ、キャッシュレス決済機器等）	1/2 (上限500万円/者) ※1, 2

- ※1 補助事業は、和歌山県内で従事する者又は整備される事業に要する経費対象とする。
- ※2 補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあること。当該事業は国の補助金（国の補助金を財源として国以外の機関から交付されるものを含む。）及び県による他の補助金を充当しないものであることとする。
- ※3 運転者職場環境良好度認証制度による一つ星の認証を受けている者の補助率は1/3、二つ星以上の認証を受けている者の補助率は1/2とする。
- ※4 補助対象車両1両につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置（1人1車制個人タクシーの場合は1名）できる者であることとする。

別表2（第6関係）

交付申請書の添付書類

補助事業	添付書類
(1)バス停環境整備事業	ア 事業計画書（別記第1-1号様式） イ 収支予算書（別記第2号様式） ウ 見積書その他事業の内容がわかる書類の写し エ 役員名簿（別記第3号様式） オ 補助金の振込先口座（別記第4号様式） カ 和歌山県税に未納がないことを証する書類 キ その他知事が必要と認めるもの
(2)タクシー運転手確保対策事業	ア 事業計画書（別記第1-2号様式） イ 収支予算書（別記第2号様式） ウ 見積書その他事業の内容がわかる書類の写し エ 運転者職場環境良好度認証制度登録証書の写し または期日までに認証を受ける旨の誓約書

	<p>オ 役員名簿（別記第3号様式）</p> <p>カ 補助金の振込先口座（別記第4号様式）</p> <p>キ 和歌山県税に未納がないことを証する書類</p> <p>ク その他知事が必要と認めるもの</p>
(3) タクシー事業者労働環境整備事業	<p>ア 事業計画書（別記第1-3号様式）</p> <p>イ 収支予算書（別記第2号様式）</p> <p>ウ 見積書その他補助対象経費の内容がわかる書類の写し</p> <p>エ 運転者職場環境良好度認証制度登録証書の写し または期日までに認証を受ける旨の誓約書</p> <p>オ 役員名簿（別記第3号様式）</p> <p>カ 補助金の振込先口座（別記第4号様式）</p> <p>キ 和歌山県税に未納がないことを証する書類</p> <p>ク その他知事が必要と認めるもの</p>
(4) ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業	<p>ア 事業計画書（別記第1-4号様式）</p> <p>イ 収支予算書（別記第2号様式）</p> <p>ウ 車両の見積書（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの）</p> <p>エ ユニバーサルデザインタクシーに配置する乗務員一覧</p> <p>オ 上記エに記載した全乗務員のユニバーサルドライバー研修の修了証又は期日までに修了証を提出する旨の誓約書</p> <p>カ 役員名簿（別記第3号様式）</p> <p>キ 補助金の振込先口座（別記第4号様式）</p> <p>ク 和歌山県税に未納がないことを証する書類</p> <p>ケ その他知事が必要と認めるもの</p>
(5) タクシー事業者生産性向上支援事業	<p>ア 事業計画書（別記第1-5号様式）</p> <p>イ 収支予算書（別記第2号様式）</p> <p>ウ 見積書その他補助対象経費の内容がわかる書類の写し</p> <p>エ 役員名簿（別記第3号様式）</p> <p>オ 補助金の振込先口座（別記第4号様式）</p> <p>カ 和歌山県税に未納がないことを証する書類</p> <p>キ その他知事が必要と認めるもの</p>

別表3（第9関係）

実績報告書の添付書類

補助事業	添付書類
(1) バス停環境整備事業	<p>ア 事業実績書（別記第9-1号様式）</p> <p>イ 収支決算書（別記第10号様式）</p> <p>ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し</p> <p>エ 事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等</p>

	オ その他知事が必要と認めるもの
(2) タクシー運転手確保対策事業	<p>ア 事業実績書（別記第9-2号様式）</p> <p>イ 収支決算書（別記第10号様式）</p> <p>ウ 補助対象従事者の普通二種免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードに記録されている特定免許情報を印刷したもの</p> <p>エ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し</p> <p>オ 補助対象従事者を第二種免許取得後、3カ月以上乗務員として雇用していることが確認できるもの（業務記録、乗務員等台帳等の写し）</p> <p>カ その他知事が必要と認めるもの</p>
(3) タクシー事業者労働環境整備事業	<p>ア 事業実績書（別記第9-3号様式）</p> <p>イ 収支決算書（別記第10号様式）</p> <p>ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し</p> <p>エ 事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等</p> <p>オ その他知事が必要と認めるもの</p>
(4) ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業	<p>ア 事業実績書（別記第9-4号様式）</p> <p>イ 収支決算書（別記第10号様式）</p> <p>ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し</p> <p>エ 自動車検査証の写し及び車両が確認できる写真</p> <p>オ その他知事が必要と認めるもの</p>
(5) タクシー事業者生産性向上支援事業	<p>ア 事業実績書（別記第9-5号様式）</p> <p>イ 収支決算書（別記第10号様式）</p> <p>ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、領収書、振込書等）の写し</p> <p>エ 事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等</p> <p>オ その他知事が必要と認めるもの</p>

事業計画書（バス停環境整備事業）

1. 申請者概要

事業者名			
郵便番号	〒	所在地※	
代表者役職・氏名			
担当者氏名		電話	
ファクシミリ		e-mail	

※「所在地」欄には、本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

2. 事業計画

(1) 導入の目的	
(2) 事業内容	<p>●導入する機器等の具体的な内容を記載してください。 ※内容がわかるパンフレット等を添付してください。</p>
(3) 補助対象事業費 (税抜) 単位：円	
(4) 期待される効果	
(5) 事業完了予定日	令和 年 月 日頃

別記第2号様式（第5関係）

収支予算書

〔収入の部〕

区 分	予算額（単位：円）	備 考
1 県補助金申請額		
2 自己負担額		
3 その他		
計		

〔支出の部〕

区分（導入する品目等）	予算額（単位：円）	備 考
計		

別記第3号様式（第5関係）

役員名簿

役 職 名	氏 名

別記第4号様式（第5関係）

（補助金の振込先口座）

補助金申請者氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

：

銀行名・支店名：

口座種別：

口座番号：

（フリガナ）：

口座名義人：

※振込先口座が確認できる通帳の写し等を添付してください。

担当者氏名：

電話番号：

別記第 5 号様式（第 6 関係）

番
令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け第 号により交付決定のあったわかやま交通
事業者支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第 6 の規定に基づき、下記の
とおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 和歌山県補助金等交付規則第 1 4 条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け総交第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

別記第6号様式（第7関係）

番
令和 年 月 日 号

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

令和 年度わかやま交通事業者支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け総交第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり事業計画を変更したいので、同補助金交付要綱第7の規定により申請します。

記

1 事業計画の変更の理由

2 事業計画の変更の内容

注) 事業計画書等変更内容が具体的にわかる書類を添付すること

別記第7号様式（第7関係）

番
令和 年 月 日 号

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

令和 年度わかやま交通事業者支援事業費補助金中止（廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け総交第 号で交付決定の通知があった標
記補助金について、中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第7の規定に
より申請します。

記

中止（廃止）の理由

注）上記理由を説明するための資料がある場合は添付すること。

別記第 8 号様式（第 8 関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（法人等にあつては所在地及び代表者名）

わかやま交通事業者支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた標記補助金について、下記のとおり変更の上、補助金の変更交付を受けたいので、同補助金交付要綱第 8 の規定により申請します。

記

1 当初の交付決定額	円
変更後の補助金額	円
差引変更交付申請額	円

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他

別記第 9-1 号様式（第 9 関係）

事業実績書（バス停環境整備事業）

実施箇所			
補助対象経費 （税抜） 単位：円			
着手年月日		完了年月日	
実施した事業の詳細（施工前後の写真や図面などを添付すること。）			

別記第 10 号様式（第 9 関係）

収支決算書

〔収入の部〕

区 分	予算額（単位：円）	備 考
1 県補助金申請額		
2 自己負担額		
3 その他		
計		

〔支出の部〕

区分（導入する品目等）	予算額（単位：円）	備 考
計		

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

わかやま交通事業者支援事業費補助金交付申請書

令和8年度において、標記補助事業を実施したいので、補助金 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

わかやま交通事業者支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け総交第 号で交付決定のあつたわかやま交通事業者支援事業費補助金について、和歌山県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

わかやま交通事業者支援事業費補助金交付請求書

金 円也

令和 年 月 日付け総交第 号で額の確定のあったわかやま交通事業者支援事業費補助金について、和歌山県補助金等交付規則第16条の規定により上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

請求書発行責任者・担当者
氏名：

電話番号：